

## 受動喫煙防止措置に関する確認表（第一種施設）

施設名 \_\_\_\_\_

No	確認事項	確認結果	根拠
1	施設内は禁煙になっているか。	有・無	健康増進法第29条
2	敷地内は禁煙になっているか。	有・無	健康増進法第29条
3	特定屋外喫煙場所を設置しているか。	有・無	健康増進法第28条第13号
4	特定屋外喫煙場所を設置している場合は、標識を掲示しているか。	有・無	健康増進法第28条第13号
5	特定屋外喫煙場所以外の場所に、喫煙するための器具及び設備を喫煙することができる状態で設置していないか。	有・無	健康増進法第30条第1項

※ 根拠は、「健康増進法の一部を改正する法律」第3条による改正後の健康増進法の条項を掲載

[参考（健康増進法等関係部分抜粋）]

<p>(定義)</p> <p>第28条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 特定施設 第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設をいう。</p> <p>5 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）</p> <p>6～12 (略)</p> <p>13 特定屋外喫煙場所 第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。</p>	<p><b>必要な措置の内容（H31.2.22健発0222第1号厚生労働省健康局長通知）</b></p> <p>① 喫煙をすることができる場所が区画されていること。 「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要があり、例えばパーテーション等による区画が考えられる。</p> <p>② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。 当該場所が喫煙場所であることが認識できる標識である必要があり、標識例（別添3）をお示ししているので御活用いただきたい。</p> <p>③ 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。 「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所をいう。</p>
<p>(特定施設等における喫煙の禁止等)</p> <p>第29条 何人も、正当な理由がなくて、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所（以下この節において「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。</p> <p>(特定施設等の管理権原者等の責務)</p> <p>第30条 特定施設等の管理権原者等（管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。以下この節において同じ。）は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。</p>	